

議案第45号

市道路線の認定及び変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第10条の規定に基づき、市道路線の認定及び変更を別紙のとおり行うものとする。

令和4年 3月 2日 提出

ひたちなか市長 大谷 明

令和 年 月 日 議決

1. 市道路線の認定

No.	路線名	起 終	点 点	幅員 (m)	延長 (m)
1	佐野地区 689 号線	高場 高場	字 織戸 字 織戸	1024 番 5 地先 1024 番 11 地先	6.00 42.18
2	佐野地区 690 号線	高場 高場	字 東向 字 東前	584 番 5 地先 594 番 4 地先	6.00 196.00
3	足崎・長砂地区 330 号線	足崎 足崎	字 西原 字 西原	1458 番 914 地先 1458 番 920 地先	6.00 57.30
4	中央地区 809 号線	東石川 東石川	字 十文字 字 十文字	1274 番 49 地先 1274 番 45 地先	6.00 54.80
5	中央地区 810 号線	東石川 東石川	字 ノダマイ 字 ノダマイ	1608 番 18 地先 1608 番 10 地先	6.00 66.38
6	中央地区 811 号線	足崎 足崎	字 西原 字 西原	1457 番 1077 地先 1457 番 1080 地先	6.00 52.20
7	田彦地区 349 号線	東石川 東石川	字 新堀 字 新堀	2613 番 66 地先 2613 番 68 地先	6.00 41.50
8	田彦地区 350 号線	東石川 東石川	字 新堀 字 新堀	2613 番 76 地先 2613 番 78 地先	6.00 44.08
9	田彦地区 351 号線	東石川 東石川	字 新堀 字 新堀	2613 番 85 地先 2613 番 87 地先	6.00 31.62
10	津田・枝川地区 439 号線	後台 後台	字 片岡 字 片岡	460 番 244 地先 460 番 84 地先	5.50~ 294.00
11	湊中部地区 642 号線	田宮原 田宮原		4038 番 41 地先 4038 番 9 地先	6.00~ 100.00

2. 市道路線の変更

No.	路線名		起 終 点				幅員 (m)	延長 (m)
1	佐野 地区274号線	変更前	高場	字 東前	600 番	3 地先	3.40	546.14
			高場	字 道脇	999 番	2 地先		
		変更後	高場	字 水久保	1350 番	3 地先	3.40	516.00
			高場	字 道脇	999 番	2 地先		
2	足崎・長砂 地区194号線	変更前	足崎	字 西原	1458 番	36 地先	2.70	309.69
			足崎	字 西原	1458 番	44 地先		
		変更後	足崎	字 西原	1458 番	692 地先	4.00	378.00
			足崎	字 西原	1458 番	910 地先		
3	津田・枝川 地区405号線	変更前	後台	字 片岡	460 番	138 地先	1.00~6.00	930.15
			津田	字 向砂沢	2006 番	3 地先		
		変更後	後台	字 片岡	460 番	422 地先	1.00~6.00	533.00
			津田	字 草市	2000 番	7 地先		